

北条早雲公顕彰五百年事業イラスト使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「北条早雲公顕彰五百年事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）」所有の別紙1に定めるイラスト（以下「イラスト」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(知的財産権)

第2条 別紙1に定めるイラスト及び落款の著作権は、イラストの作者（以下、「作者」という。）が所有するものとする。

2 イラストを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該イラストは著作権法により保護されている著作物であることを確認し、イラストの利用を著作権法の定めるところに従うものとする。

3 申請者は、使用料を支払う場合においても、当該イラストの著作権は、申請者に譲渡しないことに留意し、権利を侵害しないように管理に努めなければならない。

(使用対象事業)

第3条 イラストの使用の対象となる事業は、北条早雲公顕彰五百年事業の推進に寄与し、その機運を高める事業であって、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの。
- (2) 特定の個人、宗教的又は政治的な要素を有していると認めるもの。
- (3) 北条早雲公の品位を害するおそれがあると認めるもの。
- (4) 商標、サービスマーク、ロゴ等の一部としての利用や、特定の個人・団体・サービス等のシンボルマークとしての利用と認めるもの。
- (5) 独占的に使用、又は使用するおそれがあると認めるもの。
- (6) その他、実行委員会の会長（以下、「会長」という。）が不適当と認めるもの。

(利益を求めない事業にかかる使用の承認申請)

第4条 イベント事業やノベルティ制作などの利益を求めない事業について、申請者は、イラスト使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を使用開始の15日前までに会長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 実行委員会又は実行委員会の委員が主体となって実施するイベント等で使用するとき。
- (2) 学校において教育等の目的で使用するとき。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 企画提案事業及び後援事業を実施する団体等が、北条早雲公顕彰五百年事業をPRする目的で使用するとき。

- (5) その他、会長が適当と認めるとき。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、使用承認申請書に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- (1) 会社概要・団体概要等、申請者の事業内容がわかる資料
 - (2) 使用用途がわかる見本等
 - (3) その他、会長が必要と認める書類

(利益を求める事業にかかる使用の承認申請)

第5条 商品開発などの利益を求める事業について、申請者は、商品開発等イラスト使用承認申請書(様式第2号。以下、「商品開発等承認申請書」という。)を使用開始の1か月前までに会長に提出しなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、商品開発等承認申請書に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。
- (1) 会社概要・団体概要等、申請者の事業内容がわかる資料
 - (2) 商品開発等の企画書、完成品の見本等
 - (3) その他、会長が必要と認める書類

(使用の承認)

第6条 会長は、使用承認申請書及び商品開発等承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、その提出から3週間以内に、イラスト使用(変更)承認通知書(第3号様式。以下、「使用承認書」という。)により、申請者に通知するものとする。尚、この場合において、会長は必要と認める場合には、その使用方法等について条件を付与することができる。

- 2 会長は、使用を承認しないときは、使用承認申請書の提出から3週間以内に、イラスト使用(変更)不承認通知書(第4号様式。以下、「使用不承認書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(使用承認の制限)

第7条 イラストの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は承認しないものとする。

- (1) 特定の第三者の利害を害するものと認められるとき。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (3) 特定の会社・団体等のイメージイラストと誤認を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (4) イラスト又は作者のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (5) イラストの変形その他イラストの使用が適当でないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長がイラストの使用が適当でないと認めると

き。

(使用の期間)

第8条 イラストを使用できる期間は、使用承認書の日付（以下、「承認日」という。）から2020年3月31日までとする。

(利益を求めない事業にかかる使用料)

第9条 第4条にかかる用途でのイラストの使用料は、無償とする。

(利益を求める事業にかかる使用料)

第10条 第5条にかかる用途でのイラストの使用料は、イラストを使用して得た利益の8%（但し、100円未満は切捨てとする。）とする。

2 イラストを使用して得た利益とは、イラストを使用した商品の売り上げ額等をいう。

3 第6条の規定による使用承認を受けた者（以下、「使用者」という。）は、その月の前項にかかる金額を売上報告書（様式第5号。）により翌月15日までに、会長に提出するものとする。

4 会長は、売上報告書の提出から2週間以内に、使用者にイラスト使用料請求書（様式第6号。以下、「請求書」という。）を送付するものとする。

5 使用者は、請求書の日付から20日間以内に指定の口座に請求額を振り込むものとする。

(使用上の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容にのみ使用し、会長が付した条件に従うこと。
- (2) 第4条に係る物件の完成品を1部実行委員会に提出すること。ただし、提出が困難な場合は、写真等を提出すること。
- (3) 第6条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) イラストを使用する際は、必ず別紙1に記載のイラスト名と作者の落款及び「◎御歌頭」をイラストの近傍に明記すること。
- (5) イラストを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、北条早雲公を顕彰する意匠を、その商品、包装、広告等に明示することに努めること。
- (6) イラストの別紙1の状態を遵守し、色や形等を正しく使用し、デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。
- (7) イラストを使用した商品の製造又は役務を他の者に委託して行わせる場合は、その受託者がこの要綱の規定に違反しないように管理、監督その他必要な措置を講ずること。
- (8) イラストを含む商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (9) イラスト又は作者のイメージを損なう使用をしないこと。

(承認内容の変更)

第12条 使用者は、イラストの使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、

イラスト使用内容変更承認申請書（様式第7号。以下、「変更申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、変更を承認するときにあつては、使用承認書により、変更の承認をしないときにあつては使用不承認書により、変更申請書の提出から3週間以内に使用者に通知するものとする。
- 3 変更後の内容の適用については、使用承認書の日付から認められるものとする。

（承認の取り消し）

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、イラストの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
 - (2) 使用の申請又は変更の申請の内容に虚偽又は不正のあることが判明したとき。
 - (3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 第10条に掲げる売上報告書の提出又は使用料の支払いが期限内に行われなかったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、イラストの使用について、会長が不相当と認めたとき。
- 2 会長は、前項の規定により、使用の承認を取り消すときは、イラスト使用承認取消通知書（様式第8号。）により、使用者に通知するものとする。
 - 3 使用者は、前項の規定により通知を受けた日以後、イラストを使用した商品の使用、配布、販売、掲示等又は役務の提供をしてはならない。
 - 4 会長は、第1項の規定により、使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。
 - 5 会長は、使用の承認を取り消すにあたり、使用者にイラストの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。
 - 6 使用者、前項の規定により、会長から報告又は調査の要求があった場合は、それに従わなければならない。

（経費等の負担）

第14条 実行委員会は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第15条 実行委員会は、イラストの使用を承認したこと又は第13条の規定によりイラストの使用の承認を取り消したことに起因する損害等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、イラストを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会及び作者に迷惑を及ぼさないように誠意をもって処理するものとする。

3 使用者は、イラストの使用に際して、故意又は過失により実行委員会又は作者に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会又は作者に賠償しなければならない。

(地位の承継)

第16条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

2 使用者は、前項にあたる事柄が発生した場合は、速やかに実行委員会に報告しなければならない。

(事務)

第17条 この要綱に関する事務は、実行委員会事務局が行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。